

一般社団法人秋田県ビルメンテナンス協会青年部会規約

平成25年4月 2日制定

平成30年4月25日改正

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人秋田県ビルメンテナンス協会青年部会と称する。

(事務局)

第2条 本会は、一般社団法人秋田県ビルメンテナンス協会に事務局を置く。

(目的)

第3条 本会は、ビルメンテナンス業界の次世代を担う若手幹部が、時代に即し、若さを生かした柔軟な発想と意見を提言し、業界の地位向上と社会に貢献することを目的とする。

第2章 事 業

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 経営資質とビルメンテナンス業に関する技術・技能の習得及び向上に必要な事業
 - (2) ビルメンテナンス業界の地位向上や社会貢献に関する事業
 - (3) ビルメンテナンス協会の運営に新しい事業の提言や取り組みに協力する事業
 - (4) 社会的ニーズを鑑み、ビルメンテナンス業界として時流に即応する事業
 - (5) 会員相互並びに各種団体との交流を目的とする事業
 - (6) その他、本会の目的達成のために必要な事業

第3章 会 員

(入会資格)

第5条 本会の入会資格は、次のとおりとする。

- (1) 一般社団法人秋田県ビルメンテナンス協会会員企業に在籍し、所属企業の代表者の推薦を受けていること
- (2) 1企業2名以内であること
- (3) 年齢は満45歳未満であること

(入会手続)

第6条 本会への入会は、別に定める「入会申込書」を提出して本会役員会で審議し、入会を認める。

(退会条件)

第7条 本会の退会は次の各号の一つに該当した場合とする。

- (1) 会員より書面をもって届出があったとき
- (2) 会員が死亡したとき
- (3) 会員が第5条の資格を喪失したとき
- (4) 会員の年齢が51歳未満とし、51歳に到達した直後、会の会計年度末を迎えたとき
- (5) 本会の品位を著しく損ねたとき

(退会手続)

第8条 本会の退会は、前条各号に該当したとき、本会役員会で審議し、退会を認める。但し、会員の届出以前に除名処分を行うことがある。

第4章 役員及び組織

(役員)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 若干名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 書記 1名
- (5) 会計 1名
- (6) 監事 3名以内

(顧問等)

第10条 本会には、顧問並びに相談役を置くことができる。

(役員を選出)

第11条 役員を選出は、部会長を会員相互の互選により選出し、副部会長・幹事・書記・会計は部会長の指名により選出する。監査は一般社団法人秋田県ビルメンテナンス協会より受ける。

(役員任期)

第12条 役員任期は次のとおりとする。

- (1) 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- (2) 補欠として就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第13条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 部会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 幹事は本会の会務を担当する。
- (4) 書記は本会の事業の書記を行う。
- (5) 会計は本会の会計を行う。

第5章 会議

(会議)

第14条 本会の会議は、全体会議、役員会、及び例会とする。

(全体会議の議決事項)

第15条 全体会議では次の事項を議決する。

- (1) 事業報告、決算報告、事業計画、予算案の承認
- (2) 監査報告の承認
- (3) 役員選任
- (4) その他、会の重要な事項

(全体会議の開催)

第16条 全体会議の開催は次のとおりとする。

- (1) 毎会計年度末より2ヵ月以内
- (2) 部会長が必要と認めたとき
- (3) 役員の過半数または会員の3分の1以上の開催要請があったとき

(全体会議の成立)

第17条 全体会議は、会員の過半数の出席をもって成立し、委任状による出席を認める。

(全体会議の議決)

第18条 全体会議の議案は、出席会員の過半数の同意により議決し、可否同数の場合は議長が決定する。

(役員会)

第19条 役員会は、部会長が必要と認めたとき及び役員の上からの要請があったときに開催する。

(議長)

第20条 全体会議及び役員会の議長は、部会長がこれを務める。

第6章 会 計

(収入)

第21条 本会の収入は次のとおりとする。

- (1) 会員からの会費
- (2) 一般社団法人秋田県ビルメンテナンス協会からの補助金
- (3) その他の収入

(会費)

第22条 会員は別に定める規定により会費を納入しなければならない。また、本会は必要に応じ、臨時会費を徴収することができる。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第7章 その他

(規約の変更)

第24条 本規約の変更は、全体会議の決議をもって変更できる。

(専門委員会の設置)

第25条 本会は、必要に応じ、専門委員会を設けることができる。

(規約外事項)

第26条 本規約に定めのない事項は、別に定める。

附 則

本規約は、平成17年9月1日より施行する。

附 則

本規約は、平成27年7月17日より施行する。

会費規定

(金額)

第1条 本会の年会費は、1名につき年額12,000円とする。

(納入方法)

第2条 年会費、遅滞なく、会の指定する口座に振込によって納入する。但し、振込手

数料は会員の負担とする。

(金額の変更)

第3条 会費の金額は、全体会議の議決をもって変更することができる。

附 則

本規定は平成17年9月1日より効力を有する。

附 則

本規約は、平成27年7月17日より施行する。